

一般社団法人日本フードサービス協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本フードサービス協会（以下「本会」という。）と称する。本会の英文名称は **Japan Foodservice Association**。略称ジェフ（**JF**）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、我が国のフードサービス産業の健全な発展を図るとともに、日本食文化の普及、食の安全性の確保、環境の保全、農林水産業との連携及び国際交流を推進し、もって豊かな食生活及び活力ある経済社会の実現に寄与すること目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フードサービス産業及び食生活の向上に関する情報の収集提供及び広報
- (2) フードサービス産業及び食生活の向上に関する調査研究
- (3) フードサービス産業及び食生活の向上に関する教育研修
- (4) フードサービス産業に関する経営改善等の事業の実施
- (5) 消費者に対する啓発宣伝
- (6) 農林水産業等関連産業との協働
- (7) 立法・行政機関に対する提言及び行政施策の実施に関する協力
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員により構成する。

- (1) 正会員 不特定多数の者に対しフードサービスを行う年間の売上高が1億円以上である個人又は団体
 - (2) 賛助会員 本会の事業に協賛し、本会の発展に協力する個人又は団体
- 2 会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の正会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（加入金及び会費）

第7条 正会員は、加入の際に総会において別に定める加入金を納入しなければならない。

- 2 正会員は、毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の加入金及び会費は、次条から第10条の規定により正会員が会員資格を喪失した場合においても、これを返還しない。

（任意退会）

第8条 正会員は、理事会において別に定める退会届を出すことにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、本会の会員資格を喪失する。

- (1) 第5条第1項第1号に掲げる正会員たる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

(届出)

- 第 11 条 会員は、その氏名（会員が団体の場合には、その名称及び代表者の氏名）又は住所に変更があったときは、遅滞なく、本会にその旨を届け出なければならない。
- 2 会員が団体である場合には、予め会員の代表者としてその権利を行使する者を本会に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。

(賛助会員)

- 第 12 条 本会の目的に賛同する者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を得て、賛助会員となることができる。
- 2 賛助会員は、総会において別に定める加入金及び賛助会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、本会の会員資格を喪失する。
- (1) 賛助会員から退会の申出があったとき。
 - (2) 賛助会費を 1 年以上納入しないとき。
 - (3) 当該賛助会員が死亡し、又は解散したとき。
 - (4) 会長が除名を適当と認めたとき。
- 4 既納の加入金及び賛助会費は、賛助会員が会員資格を喪失した場合においてもこれを返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

- 第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
- 3 第 1 項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第 14 条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 正会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の総額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 正会員は、総会において、1 会員につき各 1 個の議決権を有する。

(代理人による議決)

第 19 条 正会員は、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の正会員又は代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に

定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席正会員からその総会において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 40 名以上 45 名以内

(2) 監事 2 名以上 4 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、会長以外の理事のうち 10 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は、会員又は会員の代表者としてその権利を行使する者の中から選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員又は会員の代表者としてその権利を行使する者以外から理事 10 名以内、監事 1 名以内を選任することができる。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して本会の業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の一部免除)

第29条 本会は、役員が法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議により損害賠償責任額から

法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、外部役員との間で、前項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

(顧問)

第 30 条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が任命する。
- 3 顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問に対し、会長が理事会の決議を経て定める報酬を支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は、会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき又は監事から法人法第 101 号第 2 項の規定に基づき理事会の招集の請求があったときは、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会長は、開催日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対し、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときには、理事会は招集の手続を経ることなく開催できる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条（理事会の決議の省略）の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 37 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は、会員又は会員の代表者としてその権利を行使する者の中から会長が任命する。
- 3 委員会は、理事会から付議された事項等について、調査し、又は審議する。
- 4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第41条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することにより行う。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 46 条 本会に事務局を設置する。

- 2 事務局には、会長が任命する事務局員を置く。
- 3 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て会長が定める。

第 12 章 補則

(規程)

第 47 条 この定款で定めるもののほか、本会の運営に必要な規程は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は安部修仁、専務理事は加藤一隆、常務理事は関川和孝とする。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。